

静岡市規則第25号

静岡市体育館条例施行規則をここに制定する。

令和17年3月28日

静岡市長

難波 爲司

静岡市体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により条例第2条の表に掲げる体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者等（静岡市由比体育館以外の体育館にあつては指定管理者を、静岡市由比体育館にあつては市長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者等が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者等は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、体育館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 体育館を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び個人利用者は、利用許可書又は個人利用券を携帯し、体育館の係員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育館使用料減額・免除承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、体育館使用料減額・免除通知書（様式第5号）を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難しい事情があると認めるときは、これらの規定にか

かわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

(利用料金の承認手続等)

第5条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、体育館利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、体育館利用料金承認証（様式第7号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該体育館を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第6条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第7条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用許可の取消手続)

第8条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、体育館利用許可取消申出書（様

式第8号)を指定管理者等に提出しなければならない。

(附帯設備等の返還)

第9条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、体育館係員の点検を受けなければならない。

(屋内プールの利用制限)

第10条 静岡市中央体育館の屋内プールについては、次の各号のいずれかに該当する者の利用を許可しないものとする。ただし、第3号の場合において指定管理者等が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 18歳以上の保護者の同伴のない小学生以下の者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第11条 体育館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。
- (3) 許可を受けないで貼り紙等の行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第12条 条例第17条の規定による申請は、体育館指定管理者指定申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 体育館事業計画書(様式第10号)
- (2) 体育館事業計画に関する収支予算書(様式第11号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第13条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と体育館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

体 育 館 利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名

住 所

〔法人にあっては、その主
たる事務所の所在地〕

申請者

代表者

氏 名

電 話

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

静岡市体育館条例第6条第1項の規定により、体育館を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		※ 体育館の使用 料又は利用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附 帯 設 備 の 利 用		※附帯設備 の使用料又は 利用料金 円
2	利 用 施 設		※ 体育館の使用 料又は利用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附 帯 設 備 の 利 用		※附帯設備 の使用料又は 利用料金 円
3	利 用 施 設		※ 体育館の使用 料又は利用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附 帯 設 備 の 利 用		※附帯設備 の使用料又は 利用料金 円
入場料徴収の有無		有（①1人 円・②その他 ）・無	※ 使用料又は 利用料金の 合 計 円

（注）※印欄は、記入しないでください。

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「（宛先）指定管理者

名 称

を「（宛先）静岡市長」に替えること。

代表者氏名」

体育館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用については次のとおり許可します。

利用体育館名				
利用目的				
利用責任者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		体育館の使用料 又は利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金	円
2	利用施設		体育館の使用料 又は利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金	円
3	利用施設		体育館の使用料 又は利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金	円
入場料徴収の有無		有（①1人 円・②その他 ）・無		円
許可の条件		1 静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。		
（注） 1 本書をもって領収書に代えます。 2 体育館の利用の際は、本書を係員に提示してください。				

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「指定管理者

名 称

を「静岡市長 氏 名 ㊟」に替えること。

代表者 氏 名 ㊟

様式第3号（第3条関係）

1 体育館（静岡市中央体育館の屋内プール及び静岡市由比体育館を除く。）個人利用券

（当日券）

体育館当日利用券	
¥	
静岡市	体育館
No.	

（定期券）（表）

No.	体育館定期利用券	定 期 控 券
	()	種 目
種目	月	金 額
氏名	歳 男・女	氏 名
住所		住 所
静岡市	体育館	発行年月
		No.

（定期券）（裏）

（注意事項） 1 静岡市体育館条例、静岡市体育館 条例施行規則及び係員の指示事項を 守ってください。 2 利用後の整理及び整頓は、全て利 用者が行ってください。 3 この定期券の利用は、記名本人に 限ります。 4 特定行事のある場合は、利用でき ないことがあります。	
---	--

(整理券)

体育館整理利用券		
¥		
静岡市	体育館	No.

2 静岡市中央体育館屋内プール個人利用券

(当日券)

中央体育館屋内プール当日利用券		
¥		
利用時間 2 時間 時 分まで		
静岡市中央体育館		No.

(回数券)

No.

中央体育館屋内プール回数利用券

発行日 年 月 日

11枚綴 金額 円

利用期間 夏期・通常期

利用上の注意

- 1 この利用券1枚で、1人2時間利用できます。
- 2 利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。
- 3 プールが満員の場合は、利用できません。
- 4 利用期間の夏期は、7月1日から8月31日まで、通常期は、9月1日から翌年6月30日までです。
- 5 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。
- 6 この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対し補償はいたしません。

静岡市中央体育館

中央体育館屋内プール回数利用券No.

利用期間 夏期・通常期

一般・生徒等・70歳以上の者

利用時間2時間 時 分まで

静岡市中央体育館

(整理券)

中央体育館屋内プール整理利用券

ㄨ

利用時間 1 時間 時 分まで

静岡市中央体育館

No.

体育館使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

団体名
住 所
申請者
代表者
氏 名
電 話

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

静岡市体育館条例第9条の規定により、体育館の使用料の減額免除を受けたいので、次のとおり申請します。

体 育 館 名					
利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分から 年 月 日 午 前 後 時 分まで				
体育館の利用場所					
体 育 館 使 用 料	円	附帯設備 使 用 料	円	使用料合計	円
減額・免除を受けようとする理由及び額					
※ 減 額 ・ 免 除			※ 徴 収 額		
免 除	減額 円		円		
※通知年月日	年 月 日		※通 知 番 号	第 号	

（注）※印の欄は、記入しないでください。

体育館使用料減額・免除通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった

の体育館使用料の減額免除

については、次のとおり減額免除したので通知します。

1 減 額			
	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額
体 育 館 使 用 料	円	円	円
附 帯 設 備 使 用 料			
使 用 料 合 計			
2 免 除			
減額の条件 免除			

体育館利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者

名 称

代 表 者 氏 名

体育館の利用料金について承認を受けたいので、静岡市体育館条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

体育館利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用料金については、次のとおり承認
します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

体 育 館 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

団体名

住 所

〔法人にあっては、その主
たる事務所の所在地〕

申請者

代表者

氏 名

電 話

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

体育館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後		
体育館の利用場所		利用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

備考 静岡県由比体育館の場合は、

「（宛先）指定管理者

名 称 を「（宛先）静岡市長」に替えること。

代表者氏名」

体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地（法人以外の団体にあっては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

体育館の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市体育館条例第17条及び静岡市体育館条例施行規則第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第10号（第12条関係）

体育館事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

体育館事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]